

宮崎県公報

令和3年8月2日(月曜日) 第 226号

発 行 **宮 崎 県**

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

目 次

 頁 ○大規模小売店舗の変更に関する届出(2件)…(商工政策課)2

○採石業務管理者試験の実施・・・・・・・・・・(企業振興課) 3

○土地改良区の定款変更の認可······(農村整備課) 3○入札公告(3件) ················3

人事委員会公告

○令和3年度障がい者を対象とする宮崎県職員採 田選考試験。

告 5

宮崎県告示第 566号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和3年8月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題名	製作・配給会社名	指定年月日			
3年-8	映画	セックスエンジェル 裏ビデオから愛をこめて	北沢組 <新東宝映画>	令和3年7 月21日			
3年-9	映画	三眼ノ村 輪廻の章 (ART OF THE DEVIL3)	ユナイテッドエンタテインメン ト (タイ)	月21日			
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の 犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。						

宮崎県告示第 567号

森林法(昭和26年法律第 249号)第26条の2第2項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定解除をする。

令和3年8月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除に係る民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七 ツ山字上長谷8941-30・8941-31 (以上2筆について次の図に示 す部分に限る。)
- 2 民有林の保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 568号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産

大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知 があった。

令和3年8月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 児湯郡西米良村大字上米良字松之 尾 381-3・381-13(以上2筆について次の図に示す部分に限 る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 569号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次の とおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年8月2日

宮崎県公報

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月21日農林水産省告示 第 401号で指定された重要流域をいう。)に係るものを除く。) で定めるところによる。

昭和57年6月15日宮崎県告示第 669号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備 え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 570号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第13条第1項の規定により、 次のとおり林業用種苗生産事業者の登録内容の変更の届出があった

令和3年8月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	変更した者	変更した事項	変更前	変更後
1282	住友林 業株式 会社資源環本	生産事業者 の氏名又は 名称	住友林業株式会 社資源環境本部 山林部日向山林 事業所	住友林業株式会 社資源環境事業 本部山林部日向 山林事業所
	部山林 部日向 山林事 業所	事業所の名称	住友林業株式会 社資源環境本部 山林部日向山林 事業所	住友林業株式会 社資源環境事業 本部山林部日向 山林事業所

宮崎県告示第 571号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第 57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年8月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 高蝉-1地区
- (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次結 んだ線及び標柱1号と標柱15号を結んだ線により囲まれた土地 の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号		標	柱の	存	す	る	土	地		
1	宮崎市	大字浮	田字余り	田(620番	:				
2	"	"	"		729番	1				
3	"	"	"		737番	3				
4	"	//	"		751番	5				
5	"	"	"		751番	2				
6	"	"	"		755番	2				

7	"	//	"	762番3
8	"	//	"	762番 1
9	"	"	//	761番 1
10	"	"	"	754番
11	"	"	"	754番乙
12	"	//	"	754番乙
13	"	"	"	752番乙
14	"	"	"	749番 1
15	"	"	"	740番 1

告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和3年8月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパードラッグコスモス串間店 串間市大字西方6809番2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区麹町五丁目1番地1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前)株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(変更後)株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 4 変更の年月日 平成30年8月24日
- 5 変更する理由 小売業者の代表者交代のため
- 6 届出年月日

令和3年7月20日

- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和3年8月2日から令和3年12月2日まで

- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和3年8月2日から令和3年12月2日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地

域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見ととも に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売 店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規 定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出 書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日 から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和3年8月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパードラッグコスモス串間店 串間市大字西方6809番2 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区麹町五丁目1番地1

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻

(変更前) 開店時刻:午前10時 閉店時刻:午後9時45分 (変更後) 開店時刻:午前9時 閉店時刻:午後9時45分

- ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前)午前9時30分~午後10時 (変更後)午前8時30分~午後10時
- 4 変更の年月日

令和3年8月1日

- 5 変更する理由 営業政策のため
- 6 届出年月日 令和3年7月20日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和3年8月2日から令和3年12月2日まで

- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和3年8月2日から令和3年12月2日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

採石法(昭和25年法律第 291号)第32条の13第1項の規定により

、第50回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和3年8月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 試験の日時

令和3年10月8日(金曜日)午前10時から正午まで

2 試験の場所

宮崎県庁附属棟 302号室

3 受験願書の受付期間

令和3年8月23日(月曜日)から9月10日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

なお、郵送の場合は、9月10日付けの消印のあるものまで有効 とする。

4 受験願書の提出先

宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県商工観光労働部企業振興課

5 受験願書の提出方法

郵送又は持参

6 受験手数料

8,100円(宮崎県収入証紙により納付すること。)

- 7 その併
- (1) 受験願書は、宮崎県商工観光労働部企業振興課において配布する。

郵送を希望する場合は、返信用封筒(21センチ5ミリ×30センチ以上)に切手を貼り、宛先明記の上、請求すること。 なお、県庁ホームページからダウンロードすることもできる

0

(2) 詳細については、宮崎県商工観光労働部企業振興課(電話09 85 (26) 7095) に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第30条第2項の規定により、野尻原土地改良区(小林市)から令和3年3月24日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和3年8月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

入札公告

県立こども療育センター電子カルテシステム構築業務に係る企画 提案競技を次のとおり実施する。

令和3年8月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 企画提案競技に付する事項
- (1) 特定役務の種類 県立こども療育センター電子カルテシステム構築業務
- (2) 特定役務の特質等 県立こども療育センター電子カルテシステム構築業務委託調達仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで
- 2 企画提案競技に参加する者に必要な資格
- (1) この企画提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 令和3年宮崎県告示第 116号に規定する資格を有する者で 、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目 が電算業務で種目が電算処理(システム開発含む)のもので

宮崎県公報

あること。

- イ この公告の日から8に定める受託候補者を選定するまでの間に、県から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の4の 規定に該当しない者であること。
- エ 会社更生法(平成14年法律第 154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第 225号)に基づく再生手続の開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- オ 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に 規定する暴力団関係者でない者であること。
- カ 今回提案する電子カルテシステムは、自社で開発し、保有 している電子カルテシステムであって、導入した実績がある ものであること。
- (2) 共同企業体での参加は可とする。ただし、各構成員が(1)のアからオまでの資格要件を全て満たし、かつ、構成員のいずれかがカの資格要件を満たす者であること。

なお、共同企業体の構成員として参加した者は、単独又は他 の共同企業体の構成員として参加することはできない。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るため の申請方法

2(1)アに掲げる資格を有しない者で、企画提案競技への参加を 希望する者は、次により参加資格等を得るための申請を行うこと

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橘 通東2丁目10番1号 電話番号0985 (26) 7208
- (2) 申請書類の受付期間 令和3年8月2日から令和3年8月16日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が企画提案競技に間に合わないことがある。

なお、企画提案競技に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

- 4 県立こども療育センター電子カルテシステム構築業務委託企画 提案競技実施要領(以下「実施要領」という。)及び仕様書の配 布場所及び配布期間
- (1) 場所 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501宮崎県福祉保健部障がい福祉課障がい児支援担当 電話番号0985 (26) 7068
- (2) 期間 令和3年8月2日から令和3年9月1日まで(土曜日 、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 5 企画提案競技に関する質問
- (1) 質問

この企画提案競技に関し、質問がある場合は、次により提出 するものとする。

- ア 提出期限 令和3年9月2日午後5時
- イ 提出先 宮崎県福祉保健部障がい福祉課障がい児支援担当
- ウ 提出方法 実施要領に定める企画提案競技に関する質問票 (以下「質問票」という。)を電子メール (shogaifukushi @pref.miyazaki.lg.jp) 又はファクシミリ (0985 (26) 7340

) で提出すること。

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

- ア 回答方法 原則として質問票が提出された日から3日以内 (土曜日、日曜日及び祝日は除く。) に質問者へ電子メール 又はファクシミリで回答する。
- イ その他 質問の内容が仕様書に関する重要な事項の場合は 、県庁ホームページにて回答を掲載することがある。
- 6 企画提案競技参加申込書の提出先、提出期限及び提出方法 企画提案競技への参加を希望する者は、次により企画提案競技 参加申込書を提出すること。
 - (1) 提出先 宮崎県福祉保健部障がい福祉課障がい児支援担当
 - (2) 提出期限 令和3年9月1日午後5時
 - (3) 提出方法 電子メール (shogaifukushi@pref.miyazaki.lg.jp) 又はファクシミリ (0985 (26) 7340)
- 7 企画提案書の提出先、提出期限及び提出方法
- (1) 提出先 宮崎県福祉保健部障がい福祉課障がい児支援担当
- (2) 提出期限 令和3年9月13日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は郵送 (郵送の場合は、書留郵便又はそれ と同等の手段に限る。)
- 8 受託候補者の選定方法

資格審査の上、企画提案書等の書類をもとに、別に設置する審 査委員会の審査を経て受託候補者を選定するものとする。

9 企画提案の無効

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 企画提案競技に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。
- (3) 同一者が2件以上の企画提案をしたとき。
- (4) 企画提案に関して不正の行為があったとき。
- (5) 見積書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱した、 又は不明な提案をしたとき。
- (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反 したとき。
- 10 企画提案競技に関する事務を担当する部局 宮崎県福祉保健部障がい福祉課障がい児支援担当
- 11 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 12 その他
 - (1) この企画提案競技による調達は、世界貿易機関(WTO)に 基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理において、宮崎県政府調達苦情検討 委員会の調達手続の停止等に関する要請を受けた場合は、調達 手続の停止等を行うことがある。
 - (3) 企画提案書の作成、提出等に関し必要な費用は、企画提案競技に参加する者の負担とする。
 - (4) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領による。
- 13 Summary
 - (1) Nature and quantity of the service required: Construction of an Electronic Medical Records System for Rehabilitation Center for Physically Disabled Children
 - (2) Proposal submission deadline: 5:00 p.m. 13 September, 2021
 - (3) Point of contact: Disabled Welfare Division, Public Welfare and Health Department, Miyazaki Prefectural Government, 2 10 1 Tachibanadorihigashi Miyazaki City, Miya-

zaki Prefecture, 880-8501 Japan, TEL: 0985-26-7068

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年8月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量 調理実習台一式 42セット
 - (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限 令和4年3月22日
- (4) 納入場所 宮崎県立富島高等学校、宮崎県立高鍋高等学校、宮崎県立宮崎農業高等学校及び宮崎県立本庄高等学校
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 令和3年宮崎県告示第 116号に規定する資格を有する者であること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等 のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供 できる者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満た すことを証明する書類を令和3年9月6日までに下記4(1)の場 所に提出し、事前に審査を受けること。
- 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るため の申請の方法

上記 2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは 、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理 局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期間 令和3年8月2日から令和3年8月13日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは 、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 期間 令和3年8月2日から令和3年9月13日まで(土曜日 、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間
- (1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 交付期間 令和3年8月2日から令和3年9月6日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
 - (2) 提出期限 令和3年9月13日午前10時(送付にあっては、令 和3年9月10日午後5時必着)
 - (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。
- 7 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階物品管理調達課入札室 宮崎市橋 通東2丁目10番1号
- (2) 日時 令和3年9月13日午前10時
- 8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則 第2号)第 100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に 求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務 規則第 125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札 を行ったものを落札者とする。

- 11 契約に関する事務を担当する部局等 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 13 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づ く政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情 検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場 合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
 - Nature and quantity of goods and/or services required:
 Cooking practice counters with built-in sink, cooker and storage 42 Pcs.
 - (2) Time limit for tender: 10:00 a.m. 13 September, 2021
 - (3) Contact point for the notice: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2 - 10 - 1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年8月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量 LAN用端末機器等 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和4年2月1日から令和9年1月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書のとおり
- (5) 要求所属 宮崎県警察本部情報管理課 宮崎市旭1丁目8番 28号
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額

は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料(保守料を含む。)の一月当たりの単価に契約期間月数を乗じて得た金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に 100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約 であり、県は、上記1の(3)の契約期間において、本件契約の締 結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳 出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を解除するもの とする。
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格 この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を 全て満たす者とする。
 - (1) 令和3年宮崎県告示第 116号に規定する資格を有する者であること。
 - (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
 - (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 - (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)~(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。
 - (6) 経営者等(法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。
 - (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の4の規 定に該当しない者であること。
 - (8) 会社更生法(平成14年法律第 154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第 225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされてない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
- 4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、競争入札参加申請書を令和3年

9月15日(水)午後5時までに下記12の場所に提出しなければならない。提出方法については、持参又は送付(書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。)により提出(土曜日、日曜日及び休日を除く。午前9時から午後5時まで)すること。また、納入する物品が仕様を満たしているか、令和3年8月25日(水)午後5時までに要求所属へ提出(土曜日、日曜日及び休日を除く。午前9時から午後5時まで)し、要求所属の審査を受けること。

入札参加申請後に、入札に参加しないこととした場合は、理由 を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。

なお、提出された書類について説明を求められた時は、これに 応じなければならない。

- 5 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目 8番28号
- (2) 期間 令和3年8月2日(月)から令和3年9月16日(木)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 令和3年8月2日(月)から令和3年8月25日(水)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。午前9時から午後5時まで)※郵送により入札説明書及び仕様書の交付を受ける場合は、交付を受けたい者の費用負担により、着払い送付の方法により交付を行う。
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室 宮崎市旭1丁目8番 28号
 - (2) 期限 令和3年9月17日(金)午前11時00分 ※郵送等にあっては、令和3年9月16日(木)午後5時00分必着とする。
 - (3) 方法 持参又は送付(書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。)
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
- (2) 日時 令和3年9月17日(金)午前11時00分
- 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則 第2号)第 100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

日本語及び日本国通貨

- 宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

- 12 契約に関する事務を担当する部局 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
- 郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 14 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づ く政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情 検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、 調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: LAN Terminal equipment, 1 set
- (2) Time limit for tender 5:00 p.m. 15 September, 2021
- (3) Contact point for the notice: Accouting Division, Miyaza-ki Prefectural Police Headquarters, 1 8 28 Asahi, Miyaza-ki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

人事委員会公告

令和3年度障がい者を対象とする宮崎県職員採用選考試験を別冊 のとおり実施する。

令和3年8月2日

宮崎県人事委員会委員長 濵 砂 公 一